

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂（案）に関する意見（NACS）2026.2.21

厚生労働省に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂（案）に関する意見を提出いたしました。オンライン診療サイトを介した契約トラブルや、長期間の薬の処方による健康・支払いトラブルも発生していることから、契約条件の分かりやすい提示や処方ルールの明確化など、患者を守るための具体的な基準づくりを提案しました。

1 該当箇所：改定案全体

意見：この度の環境の変化への対応等の観点から、オンライン診療の適切な実施に関する指針について必要な見直しを行う点を評価いたします。

理由：指針、冒頭にもあるように適切なオンライン診療の普及を推進するためには必要で重要なことと考えます。

2 該当箇所：改定案2. 改訂の内容（1）医療法改正への対応。（指針Ⅲ. 1、2）

（2）適切なオンライン診療の普及に向けた対応、② 初診における診療計画の扱い（指針Ⅴ. 1（3）②ii）、③ チェックリストの活用（指針Ⅴ. 2（1）②vi）

意見：改定案に賛同いたします。

理由：「診療前相談」がオンライン診療の前段階として明確に位置づけられることで、セカンドオピニオンをオンラインで受けたい患者に対しても門戸を広げることができます。また、この「診療前相談」を通じて、患者が自分に合った医師を選択することも可能となります。さらに、診療前相談を経て診察へと進み、診療計画が速やかに実行されれば、オンライン診療を受けた患者とクリニックとの間に、より強固な信頼関係が築かれていくと考えます。また、医療機関のホームページに当該「チェックリスト」を公表することも、医療機関選びの選択方法となり、適切なオンライン診療を実施する医療機関を増やすことにつながると考えます。

3 該当箇所：現行指針PII, V指針の具体的適用 1. オンライン診療の提供に関する事項

（1）医師－患者関係／患者合意②最低限遵守する事項

意見：以下の項目を追加してください。「皮膚切開、異物挿入、注入等の侵襲的な医行為を伴う自由診療については、対面での直接の診察（触診・視

診等)を経ることなく、オンライン診療のみによって当該医行為に係る契約を締結させてはならない。」また、これを「不適切な例」として明記してください。

理由：消費生活相談窓口に、オンライン診療のみで100万円超の糸リフト手術の契約に至ったという相談が寄せられています。触診を欠いたオンラインのみの診断に基づき、高額な手術内容を確定・契約させることは、医療安全の観点から著しく不適切であり、術後の合併症リスクを看過する極めて危険な行為だと考えます。

4 該当箇所：現行指針PII, V指針の具体的適用 I. オンライン診療の提供に関する事項

(1) 医師－患者関係／患者合意②最低限遵守する事項

意見：以下の項目を追加してください。「高額な自由診療をオンライン診療に基づき提案する場合、説明から契約締結までに、患者が内容を再考するための十分な検討期間を設けなければならない。即時契約を条件とした割引等の利益誘導、及び意思決定を急がせる行為を禁止する。」また、これを「不適切な例」として明記してください。

理由：「無料カウンセリング」と称したオンラインでのやりとりの中で、その場で高額な診療計画への同意や契約を迫る事案が確認されています。患者が自宅等の閉鎖的環境で、「今決めれば安くなる」等の勧誘を受けた場合、冷静な判断が困難になります。診療計画への「合意」が形式的なものとならないよう、十分な検討機会の確保を明記すべきです。

5 該当箇所：現行指針PII, V指針の具体的適用 I. オンライン診療の提供に関する事項

(1) 医師－患者関係／患者合意②最低限遵守する事項

意見：以下の項目を追加してください。「対面診察や施術準備が実質的に開始される前の段階で、患者の解約の申し出に対し、解除の事由や時期を問わず一律に高額なキャンセル料を請求するなど、解約を過度に抑止する運用を行うことを禁止する。あわせて、解約条件及び費用の算定根拠について、患者の合意に先立ち、分かりやすく明示・説明すること。」

理由：オンラインで契約を締結した後、対面診察すら受けていない段階での解約申し出に対し、数十万円規模の高額な解約料を請求する事案が発生しています。解約の申し出に高額請求が付随することで、患者の合理的な意思決定が阻害されるおそれがあります。解約条件の透明化と、不

当に高額な請求による解約抑止の防止を明確に位置付けることが必要です。

6 該当箇所：現行指針 P11, V 指針の具体的適用 1. オンライン診療の提供に関する事項

(2) 適用対象

意見：初診からのオンライン診療については、かかりつけ医が対面で行うことが原則とされています。ネット検索で見つけたクリニックにおけるトラブルを抑止するためにも、医師が自院で実施するオンライン診療ではなく、オンラインクリニック運営サイトを介したオンライン診療に関して、トラブルを軽減できるような指針の改訂を望みます。

理由：オンライン診療サイトで、医師の診断を受け、治療薬を処方されたが、1年間の薬剤契約になっていた。薬剤の契約は運営サイト事業者で、発送はクリニックであった。解約先や解約方法、サイトとクリニックの関係が患者にはわかりづらく、トラブルの原因となっています。

7 該当箇所：現行指針 P18, V 指針の具体的適用 1. オンライン診療の提供に関する事項(5) 薬剤処方・管理

意見：オンライン診療の利便性を損なうことなく、過量処方・不適切処方・患者の認識不足によるトラブルを防ぐため、長期処方の基準の明確化、患者の明示的同意の義務化、不適切処方の禁止など、実効性のある具体的ルールを指針に明記していただきたい。

理由：オンライン診療の普及に伴い、患者の利便性が向上する一方で、医薬品の過量処方や、患者が処方内容を十分に理解しないまま長期間の処方が継続される事例が増加しています。特に、ダイエット目的で糖尿病治療薬が1年分処方されるなど、指針が想定していない不適切な運用が散見され、健康不安や支払いトラブルも発生しています。これらの事例は、現行指針の「8日以上のはり方は慎重に行う」「服薬状況の把握に努める」という規定だけでは十分に抑止できないと考えます。

以上